公益財団法人千葉県スポーツ協会千葉県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程

第1条(総則)

本規程は、公益財団法人千葉県スポーツ協会千葉県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会基本規程第6条第2項に基づき、公益財団法人千葉県スポーツ協会千葉県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(以下「県協議会」という。)の登録に関することについて定める。

第2条(目的)

登録は、基本規程第2条にのっとり、総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)が県協議会に参集することを目的として行うものとする。

第3条(登録申請)

登録は、県協議会が別に定める登録基準を具備したものをもって、県協議会を通じ、総合型地域スポーツクラブ全国協議会(以下「全国協議会」という。)へ総合型クラブ単位で申請する。

第4条(登録審查)

県協議会は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。

2. 登録審査については、別に定める。

第5条(登録認定)

県協議会は、前条に定める登録審査を経た総合型クラブに対し、登録クラブとして認定を行う。

2. 登録認定については、別に定める。

第6条(有効期間)

登録の有効期間は、当該年度の11月1日から1年間とする。

第7条(登録更新審査)

登録は、年度ごとにこれを更新する。

2. 登録更新審査については別に定める。

第8条(権利)

登録クラブは、次の権利を有する。

- (1)全国協議会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は 除く。
- (2)全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際に関する条件等は別に定める。

第9条 (遵守事項)

登録クラブは、適正な組織運営等を行うため、全国協議会登録規程第9条に定める事項を遵守しなければならない。

第10条(登録料)

県協議会は、第5条に定める登録認定を行った登録クラブから登録料を受領するものとする。

2. 前項に定める登録料は5,000円とする。

3. 登録料とは別に申し合わせ事項として年会費を定める。

第11条(処分)

県協議会は、登録クラブが、第9条に定める遵守事項に違反する行為(以下「違反行為」という。)の疑いがあるとき、全国協議会が定める処分細則に基づき対応を行うものとする。

2. 前項の対応を行った結果、当該登録クラブの違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該登録クラブを処分するものとする。

第12条 (個人情報の扱い)

本規程に基づき本会が取得した個人情報の取扱いについては、別に定める。

第13条(改定)

本規程は、県協議会常任委員会の議決により変更することができる。

附則1 本規程は令和4年4月1日から施行する。

年会費に係る申し合わせ事項

基本規程第5条に基づき、年会費の額を3,000円とする。